

佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会設置要綱  
(設置)

第1条 佐倉市水道事業及び下水道事業の長期的な事業運営の指針となる水道ビジョン及び下水道ビジョン（以下「上下水道ビジョン」という。）の策定並びに水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の在り方に関し必要な事項を検討するため、佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 上下水道ビジョンの策定に関する事項
- (2) 料金等の在り方（料金等の体系、水準等）に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募による市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、上下水道部事業管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成27年3月18日決裁26佐水事第577号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(有効期間)
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。